

施策評価シート

評価実施年度：平成30年度

事務事業所管部局長 (幹事部局)	健康福祉部長 吉川敏彦	電話番号	0852-22-5230
---------------------	-------------	------	--------------

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保
目的	○経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れる社会を目指します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を目指します。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
就労により自立した生活保護世帯の数（年間）	目標値		125.0	125.0	125.0	125.0	世帯	目標値								
	取組目標値	125.0						取組目標値								
	実績値	117.0	118.0	125.0				実績値								
	達成率	93.6	94.4	100.0	—	—		達成率	—	—	—	—	—	—	—	%
定性目標	目標値						%	目標値								
	取組目標値							取組目標値								
	実績値							実績値								
	達成率	—	—	—	—	—		達成率	—	—	—	—	—	—	—	%
平成28年度～平成31年度																
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）																

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯はH21年1月以降開始件数が急増したが、H24年度以降減少傾向。 平成23年度：857、平成24年度：792、平成25年度：697、平成26年度：693、平成27年度：643、平成28年度：656、平成29年度：617（世帯） 「その他世帯」はH20年度のリーマンショック以降急増していたが、近年の推移は平成25年度をピークに減少傾向。 平成24年度：1,124、平成25年度：1,152、平成26年度：1,112、平成27年度：1,003、平成28年度：933、平成29年度：867（世帯） 生活困窮者自立支援制度によるH29年度支援状況は、新規相談件数936件、プラン作成件数258件、就労・増収者数76人となっている。 全市町村で、子どもの貧困対策の担当部局を定められた。 第十回戦没者遺族に対する特別弔慰金裁定等処理状況：平成29年度受付件数2,246件 裁定等処理件数2,074件（受付累計14,639件、裁定等処理累計14,309件） 各種給付金裁定等処理状況：平成29年度受付件数16件、裁定等処理件数32件 中国残留邦人等の帰国者対策：支援給付制度の実施主体である3市町と連携を図りながら進めている
---	---

④総合的な評価

評価時点での総合的な評価 A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいる（見直す点がある） C:あまり順調に進んでいない	判断	その理由
	B	<ul style="list-style-type: none"> 長期未就労者対策としての就労準備支援や自立支援プログラムの実施、ハローワーク及び「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関との連携を図っており、今後とも、就労により自立した生活保護世帯の数は、増えると見込んでいる。 子どもの学習支援や就労支援などの地域の社会資源が少ない市町村があり、教育部局等他部局との連携を図りながら地域の社会資源の開拓を進めていく必要がある。

⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況（予測） A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由（④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
(2)施策の目的達成に向けての課題	B	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯のうち、比較的就労阻害要因が少ない「その他世帯」に対して就労指導をはじめとする自立支援及び就労定着支援を強化していく必要がある。 生活困窮者自立支援機関の支援員は、相談者が抱える複数の困難な課題を整理し、支援を継続する技術が求められる。また、地域資源の少ない市町村においては、その開拓を行うとともに、教育部局等他部局との連携を図りながら、効果的に施策を実施していく必要がある。 子どもの貧困対策においては実態把握を行ったうえで施策を進めていく必要がある。 2020年4月に予定されている特別弔慰金の時効による受給権の失権を防止するためには、広報活動等が重要である。また、迅速で正確な事務処理を行うための体制の整備と市町村支援を行う必要がある。

⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の自立を促進するため、各福祉事務所は個々の状況に応じた自立支援プログラムによる支援や、他の法律等の給付・利用に加え、就労支援員の配置、ハローワーク及び生活困窮者自立相談支援機関と連携した就労支援に取り組んできた。今後は、これらの取組みに加え、就労先の開拓や就労準備支援への取組みが強化されるよう、県主催会議などにおいて働きかける。 各市町村福祉事務所において、生活相談などに対する適切な対応や生活保護の適正実施、他法他施策の活用が図られるよう指導監査を実施するとともに、引き続き町村福祉事務所への支援を行う。 生活困窮者自立支援機関の支援員に対して、相談支援技術の研修会を開催する。また、各市町村に対し、地域資源の開発や学習支援の実施が進むよう、優良事例等の情報提供や制度の必要性について各種機会を通じて説明していく。 子どもの学習支援では、教育委員会などとの連携を進め、他施策も含めた効果的な支援を行っていく。 子どもの貧困に関する実態調査を行い、今後の施策に生かすとともに、関係機関で共通認識を持ち連携体制構築を進める。 2020年4月に予定されている特別弔慰金の受給権を持つ遺族の方に周知ができるよう、効果的な広報を検討する。また、迅速で正確な事務処理ができるよう、体制の整備や、受付窓口である市町村と連携して事務ができるよう見直しを行っていく。
---------------------	--

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保			
-------	-----------------	--	--	--

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	生活保護費の給付事業	要保護世帯の安定と経済的自立が図られるようにする。	5,832	5,262	地域福祉課
2	自立支援事業	世帯の安定と生活意欲の醸成、経済的自立が図られるようにする。	24,293	24,767	地域福祉課
3	行旅病人等への支援事業	必要な救護等が受けられるようにする。	696	328	地域福祉課
4	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費	自立の促進を図る。	268	408	地域福祉課
5	旧軍人及び未帰還者等援護事業	福祉の増進が図られ、中国帰国者等については自立が促進される。	18,431	19,816	高齢者福祉課
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					